

6 変更届

申請書提出（受理）後、下記の事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく変更届【様式7】を提出してください。添付書類は委任状を除き写し可とします。

No	変更事項等	添付書類【注1】
1	商号又は名称	・商業登記簿謄本又は登記事項証明書
2	代表者の氏名、役職名	・商業登記簿謄本又は登記事項証明書 （代表者の氏名の変更の場合のみ） ・委任状（委任している場合）
3	受任者の氏名、役職名	・委任状
4	契約を締結する営業所の名称 （例：岡山営業所 →岡山支店）	○契約を締結する営業所が主たる営業所の場合 ・商業登記簿謄本又は登記事項証明書 ○契約を締結する営業所が従たる営業所の場合 ・建設業許可変更届出書（様式第22号の2） ・委任状
5	契約を締結する営業所の所在地 （例：岡山営業所の所在地 岡山市北区○○ →岡山市南区△△）	○契約を締結する営業所が主たる営業所の場合 ・商業登記簿謄本、登記事項証明書又は 建設業許可変更届出書（様式第22号の2） ○契約を締結する営業所が従たる営業所の場合 ・建設業許可変更届出書（様式第22号の2）
6	契約を締結する営業所【注2】 （例：岡山支店→広島支店）	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注3】 ・委任状
7	建設業許可の更新	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注3】
8	建設業許可区分の変更 （般→特、特→般）	・建設業許可を受けていることを証明する書類【注3】
9	契約を締結する営業所の許可業種の一部廃業	・廃業届（様式第22号の4）又は 建設業許可変更届出書（様式第22号の2）
10	営業の休廃止	・廃業届（様式第22号の4）
11	経営事項審査の更新	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
12	入札参加資格の辞退	・変更届ではなく辞退届【様式9】を提出

【注1】各証明書は、証明年月日が提出日から3か月以内のものに限ります。

【注2】No. 6の変更は随時受け付けています。

- ・ただし、変更後の営業所が申請業種の許可を有していることが必要です。許可を有していない場合、当該申請業種については入札参加資格を失うこととなりますので十分注意してください。
- ・また、変更前の営業所が有していた入札参加資格以外の資格は付与されません。申請業種の追加を希望する場合、第3回追加受付で申請してください。

【注3】「建設業許可を受けていることが分かる書類」とは、次のいずれかです。

- (1) 建設業許可通知書の写し（発行年月日が3か月以内のもの）
 - ・ 許可行政庁発行の建設業許可通知書です。ただし、申請者が従たる営業所を有する場合は使用できません。
- (2) 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」
(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) の必要ページを打ち出したもの
 - ・ 印刷した「建設業者の詳細情報」(PDF) と印刷した「営業所の一覧」(申請者が従たる営業所を有する場合) を送付してください。
 - ・ PDFに印字された日付が3か月以内のものに限ります。

＜(2)の書類の作成方法詳細＞

- ・ システムのトップページから、「建設業者」を選択し、「建設業者検索」から申請者を検索してください。
- ・ 申請者の「建設業者の詳細情報」において、左下の日付から今回証明したい業種を含む許可年月日を選択した上で、右上に表示されている「PDF」ボタンから御社の「建設業者の詳細情報」(PDF)を印刷します（証明したい業種が複数の許可年月日にまたがる場合は複数のPDFを印刷します）。
- ・ 申請者が従たる営業所を有する場合は、「営業所」タブを選択し、表示された営業所の一覧の全ページを印刷してください（この印刷作業はPDFを作成した日と同じ日に実施してください）。

※(2)に最新情報が掲載されない場合のみ、建設業許可証明書を添付してください。

(写し可、証明年月日が3か月以内のもの)

ただし、申請者が従たる営業所を有する場合は、営業所の許可業種までを含む建設業許可証明書とする必要があります。